嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 (整理表)

表中の(従)は従うべき基準、(参)は参酌すべき基準とする。

項目	は促りべき基準、(参)は参酌すべき基準とする。 国の示す基準	嬉野市が定める基準 (案)
従事する者 (従)	指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)第38条第2項各号のいずれかに該当する者(児童の遊びを指導する者)であって、都道府県知事の行う研修を修了したもの・保育士・社会福祉士・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの・教員免許を有する者・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者 経過措置 放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修	国の示す基準のとおり
職員数 (従)	了することを予定している者を含めること 指導員は、2人以上配置することとし、うち1人以上は 有資格者とする。	国の示す基準のとおり
施設·設備 (参)	遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を設置する。 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする。	国の示す基準のとおり。 ただし、経過措置を定め る。
開所日数 (参)	開所日数は、年間250日以上とする。 開所時間は、小学校の授業の終了の時刻その他の状況を考慮して、1日につき平日3時間以上、休日8時間以上を原則とする。	国の示す基準のとおり

児童の集団 の規模 (参)	児童の集団の規模は、おおむね40人以下とする。 ※児童数がおおむね40人を超えるクラブは、複数の集団 に分けて対応するよう努める。	国の示す基準のとおり ただし、経過措置を定め る。
その他 (参)	設備、食器又は飲用水等の衛生管理、感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止、緊急時等における対応方法、非常災害対策、虐待防止措置、秘密の保持、保護者及び小学校等との密接な連携等について定める。	